陳 述 書

平成27年12月15日 板橋区資源環境部長 山崎 智通

第1 私の職歴

私は、昭和56年4月1日、機械技術職として板橋区に採用され、平成14年4月1日に管理職に昇任し、同日から平成17年7月15日まで、板橋区ホタル飼育施設(平成23年度からは「板橋区ホタル生態環境館」。以下両者を「ホタル施設」といいます。)を所管する資源環境部エコポリスセンターの所長(以下「所長」といいます。)の職に就いていました。

その後、複数の異動を経た後、平成25年4月1日から資源環境部長の職に就き、現在に至っています。

第2 ホタル施設

1 施設概要について

ホタル施設は、ホタルの飼育状況や生態を身近に観察することを通じ、 自然や生物と共生する環境づくりなどを考え、環境に関する学習及び啓発 を行うことを目的として開設された施設であり、その業務は、概ね、①ホ タル施設内のホタルの飼育、②ホタル用の水路や水槽を始めとする施設の 維持管理及び③施設見学者への対応等でした。

ホタル施設は、当初土木部の所管でしたが、平成10年4月1日から資源環境部エコポリスセンター(以下「エコポリスセンター」といいます。)の所管となり、平成24年4月1日からは同部環境課の所管となりました。その後、施設の老朽化等を理由に、平成27年3月31日をもってホタル施設は廃止されています。



2 特許について

板橋区では、ホタルを累代にわたり自然繁殖する方法についての特許(以下「本件特許」といいます。)を有していました。

板橋区では、平成14年1月にこの発明について特許出願したことを機に、本件特許の実施を第三者に許諾する際に、実施料金を徴収することにしました。その手続を定めたものが「ホタル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱」(乙第3号証。以下「要綱」といいます。)です。

要綱は、平成14年1月1日から適用するものとされており、実施料金の免除に関する規定はありません。「平成14年以前から付き合いがあるところからは特許料は徴収しない」という取決めは一切ありません。

第3 所長在任時の原告の勤務状況と対応

1 原告の業務と勤務実態について

平成14年4月の所長就任時に、エコポリスセンターの朝日昭庶務係長 (以下「朝日係長」といいます。)から、原告は、勤務時間中に他の自治体 等からホタルの飼育に関する指導や講演などの依頼を勝手に受けてはどこ かへ行ってしまうという報告を受けました。原告が外出することについて、 上司の方で事前報告させることを徹底しておらず、原告も上司へ報告する ことを意に介していないようでした。

また、当時(平成14年度)、原告は、スポーツタイプのベンツで通勤することがあり、ホタル施設の敷地で勤務時間中にその車にワックス掛けをしているということがあり、住民の方から苦情が入ったことがありました。そのようなことから、原告はホタル飼育には熱心に取り組んでいるようだが、服務にルーズな面があるという印象を持ちました。

2 「ホタル飼育事業への職員派遣要項」制定の経緯について ホタル施設には、ホタルの飼育に関する指導や講演について、他自治体 などから度々依頼が寄せられていましたが、原告が、その依頼を自己の判断で勝手に引き受けて上司の承諾もなくどこかに行ってしまうということはあってはならないことです。私は、このような外部からの依頼があった場合の取扱い及び本件特許発明の実施に係る職員派遣の取扱いが定められていないことが問題だと考えて、こうしたホタルに関する職員の派遣依頼を受けた際の取扱いを定めることにしました。それが「ホタル飼育事業への職員派遣要項」(乙第9号証。以下「派遣要項」といいます。)です。

派遣要項では、本件特許発明の実施に係る技術指導については、公務として扱い、それ以外の場合には、「職員の職務に専念する義務の免除に関する適用基準」に該当する場合は職務専念義務の免除をし、該当しない場合には休暇等によって対応してもらう扱いとしました。また、原告が対応を独断しないように、外部からの依頼は所長に確実に伝達されるよう依頼書はエコポリスセンターあてに提出してもらうことにしました。

派遣要項は平成14年7月1日に決定され、決定後は、朝日係長に、速 やかに職員に周知するよう指示しました。

このたび、改めて朝日係長に派遣要項の周知状況について確認してみましたが、「派遣要項を作っておきながら、関係職員に周知しないなんてありえない」と言っていました。

派遣要項の制定後、エコポリスセンターに提出された依頼文書は、これを受領する都度、私は、公務に当たるのか、休暇等で対応すべき事案なのかを判断し、係長を通じて原告にその結果を連絡するとともに、依頼先には係長から連絡をさせていました。

このように、従前独断で外出してしまうことの多かった原告の勤務状態も、派遣要項の制定によって、一定程度の改善が見られたように思います。 公務ではないと判断された場合もそれについて原告が反抗したり、意見したりすることはありませんでしたから、原告は、派遣要項の意味・内容に ついてきちんと理解していたと思います。

なお、原告は、平成15年度及び平成16年度にエコポリスセンター庶務係長だった小口重美係長(以下「小口係長」といいます。)から FAX 送信を受けた甲第48号証が適式な定めであり、乙第9号証は適式なものでないと主張しているとのことですが、原告が今更どうして派遣要項の内容を問題にするのか分かりません。

なぜなら、小口係長の前任者である朝日係長(平成 12 年度ないし平成 14 年度在任)と、後任者である磯野丈夫係長(平成 17 年度ないし平成 18 年度在任)とも、乙第9号証を適式な派遣要項として理解し、引継ぎを受けていたそうですから、小口係長が乙第9号証ではなく、甲第48号証を適式な派遣要項と扱ったとはおよそ考えられないからです。このことは、上記のとおり、原告自身も乙第9号証の内容を理解していたことからしても、明らかであると思います。

3 「ホタル飼育施設管理日誌」について

平成15年度の区の定期監査においてホタル施設での一日の業務を把握できるように日誌等の作成による適正な施設管理についての指導を受けました。

ホタル施設とエコポリスセンターは所在地が異なり、ホタル施設には、 私を含め、上司が常駐していないということもあり、ホタル施設の職員の 業務の具体的内容は、上司も必ずしも把握できていないという状態だった のです。そこで、私は、上記監査の指導に基づき、平成16年度からは、 ホタル施設職員に、1日に何をしたのか記載・提出するようにしました。 それが「ホタル飼育施設管理日誌」です。

ホタル施設職員の仕事は施設内で作業に従事することですから、これに 合致するよう「作業内容」、「視察者対応」、「引継ぎ事項」及び「その他」 と大まかな項目は定めましたが、各項目に具体的に何を書くべきかについ ては指示せず、現場に委ね、無関係と思われる記載も禁ずることまではしませんでした。

このように、「ホタル飼育施設管理日誌」は業務に関して作成されたものではありますが、記載内容の細目を決めなかった結果、提出された日誌には(なお、記載者の名義はいつも原告でした。)公私の区別なく、色々なことが記載され、まるで原告の備忘録のようになっていました。しかも、それが1月分まとめて後から報告されるだけですから、日誌にある上司の押印が公務として承認したことを意味するものでないことは、いうまでもありません。

4 「業務実績報告書」について

「業務実績報告書」は私が所長に就任した時には既に存在していました。 いつから記載されるようになったのかは分かりませんが、もともとは区議 会に対してホタル施設の来館者数を報告するために資料の提供をホタル施 設に求めたことが始まりで、その後来館者の人数以外にも項目が追加され ていったもののようです。

このように、「業務実績報告書」は、もともとが勤怠管理を目的とするものではなかったことに加え、月に1回ホタル施設から提出される内容も、「業務実績報告書」の方が体系的に整理されている以外は「ホタル飼育施設管理日誌」に類似しておりましたので、報告書にある押印も、その意味は、「ホタル飼育施設管理日誌」と同様です。

第4 部長として再び上司になった際の原告の勤務状況と対応

平成25年4月、私は、資源環境部長として再びホタル施設を所管することとなりました。

平成25年4月11日には、資源環境部長に就任以来初めてホタル施設を 訪問しました。その際、大変驚いたのは、所長在任時にはなかったハチの入 った箱がホタル施設内に大量にあったことです。ホタルの飼育室の通路には、 胸の高さほどに積み上げられた箱が至るところにありました。また、飼育室 以外の室内には、わざわざ人の背丈よりも高いラックを設置して、そのすべ てにハチの入った箱が置かれていました。それに加え、ハチを飼育するため のボランティアまでいましたので、余計、私は驚きました。

さらに、原告の直属の上司に当たる井上正三環境課長(以下「井上課長」といいます。)からは、原告について、ホタル施設で許可なくカラス等の生き物を飼育しないよう度々注意しているが、指導に従わず、対応に苦慮しているとの報告を受けました。私は、原告が飼育してはいけない野生動物等をなぜわざわざ飼おうとしたのか理解できませんでした。原告が、勝手に何かを決め、上司の指導に容易に従わない点は、昔とあまり変わっていないように感じました。

第5 原告の非違行為

- 1 能登町について
 - (1) 上記のとおり、ホタル施設に大量のハチがいることが不可解でしたので、私は、原告に「何でこんなにハチが、必要なのか」と尋ねたところ、原告はホタル飼育のために「フェロモンを抽出するため」と答えました。

しかし、「ホタルの飼育のため」だというには、余りに大量のハチが飼育されており、そのためのボランティアまでいることは大変疑問に思いました。そこで私は、平成25年4月中旬以降、ホタル施設とハチの関係につき、井上課長に指示して、調査を行わせました。そうしたところ、「広報のと」という能登町の広報誌に、能登町で実施しているハチの事業に板橋区が関与しているとの思いもよらない記事(甲第12号証)が発見されました。

これを契機に井上課長らが能登町に直接赴くなどして調査した結果が 乙第8号証です。

(2) その結果、次の非違行為が判明しました。

- ア 原告は、「板橋区ホタル飼育施設」を当事者としてイノリー企画と平成21年7月1日付けで「業務提携契約」(甲第 33 号証)を締結し、イノリー企画及び財団法人能登町ふれあい公社との間で平成23年4月1日付でハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」(甲第 30 号証)を締結していました。もちろん、このような契約を区が締結すると決定したことはありませんし、原告が締結することを了承したこともありません。
- イ 原告は、ホタル施設がイノリー企画の実質的な所在地となっており (乙第8号証9枚目及び10枚目)、取引相手からの送付先となってい ることを知りながら、ホタル施設内でイノリー企画関係者にハチの飼 育を認めるなどの便宜を図っていました。

2 小山町について

- (1) 私は、部長就任後、特許の実施料金による収入を確認したところ、平成20年度から全くないことに違和感を覚えました。また、当時、ホタル施設の業務を委託していた事業者の履行状況を確認していた際に、区の支払っていた報酬の行方に不審な点が認められたので、警察に相談していましたが、その過程で、平成25年10月頃に警視庁捜査第二課の方から、「小山町が何か知っているかもしれない」との情報提供があり、これを契機に小山町に対する調査も開始しました。その調査結果が乙第10号証です。
- (2) その結果、次の非違行為が明らかとなりました。
 - ア 原告は、小山町で施工された「平成23年度多目的グラウンド脇ホ タル水路整備委託」において、区内事業者である有限会社ルシオラを 紹介し、施工させることで、同事業者に利益をもたらしていました。
 - イ 有限会社ルシオラから小山町に提出された「業務代理人等通知書」 (乙第 10 号証 3 枚目・甲第 41 号証)には同社の主任技術者として原

告の氏名が記載されており、上記水路整備委託に携わっていました。 かかる地位に就任するには兼業許可を受ける必要がありますが、原告 はこれを受けていませんでした。

ウ 原告は、「板橋区ホタル生態環境館 阿部宣男」として小山町に平成 24年5月10日付けで「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」(乙 第10号証5枚目・甲第44号証)を提出し、本件特許の実施料金を免 除する約束をしていました。

3 鶴岡八幡宮について

(1) 原告の勤務状況について、その実態を調査する必要があると考えられたので、平成25年9月4日、私と井上課長がホタル施設に勤務する再雇用職員山下純子氏にヒアリングを行ったところ、同氏から、ホタル施設では鶴岡八幡宮から送られてくるホタルをカップに入れる作業を行っている旨を聴取しました。

そして、平成26年3月5日に総務部人事課が、山下純子氏から事情 聴取したところによれば、原告は、勤務時間中に同氏らに指示して、鶴 岡八幡宮から送られてきたホタルを雄と雌に仕分ける作業をさせていた ということでした(乙第13号証)。

(2) 鶴岡八幡宮とは、私が所長として在任中の平成16年3月18日、本件特許発明の実施の許諾に係る契約(甲第45号証)を締結し、生態水槽を構築することを許諾したことがありましたが、この契約の内容にはホタルの雄雌の仕分け作業など含まれていませんし、区としては、鶴岡八幡宮とはこの契約限りでの付き合いでした。

契約して9年も経ってから契約書にも記載されていないホタルの雄雌の仕分け作業に従事することが板橋区の公務であるはずがありません。

4 施設の施錠・解錠等について

(1) ホタル施設には「東京都板橋区役所庁中取締規則」(乙第14号証)に

基づく取締責任者として課長が充てられていました。私が所長を務めていた間は私がホタル施設の取締責任者でした。

先に平成15年度の定期監査の話をしましたが、同じときに、ホタル 施設に取締簿に相当するものがないことが問題とされ、改善するよう指 導されましたので、平成16年度から庁中取締のために退所取締簿を作 成しました。その記載によると最終退所者はいつも原告であり、退所時 間はいつも深夜になっていました。

(2) しかし、警視庁の方から、原告の平成25年10月17日の入所時刻は8時40分頃、同月21日の退所時刻は19時5分頃であったとの情報が寄せられました。そこで退所取締簿を確認したところ、同月17日の入所時刻は5時50分、同月21日の退所時刻は24時17分と記載されていました。そのため、井上課長に指示して、ホタル施設の施錠・解錠状況を調査してみることにしました。その結果は、調査日である平成25年12月6日及び7日、平成26年1月17日及び18日のいずれの日においても、板橋区職員ではない樋口都久二氏がホタル施設の施錠・解錠を行っていたという驚くべきものでした。この内容を記録したものが乙第15号証です。

なお、同年3月4日に総務部人事課が当時再任用職員であった小角博 行氏に事情聴取を行ったところ、同氏は、「樋口さんがホタル施設の鍵を 持っていた。」とか、「樋口さんは夜ずっといる。留守番として来ていた。」 などと上記の状況を裏付ける証言をしております(乙第16号証)。

- (3)ア 区として区職員以外の第三者が施錠・解錠を行うことを認めたこと はありませんから、これに反した行為を行うことは非違行為に該当します。
 - イ また、取締簿には、いずれの日も原告の名前が記載されていましたが、上記(2)で述べたとおり、少なくとも、平成25年10月17日の

入所時刻及び同月21日の退所時刻については、上司に虚偽の報告を 行っていることになります。

- ウ 原告は、平成26年1月初旬、原告の上司である資源環境部環境課 管理係長三浦亘氏及び同係係員紺野泰弘氏からホタル施設の取締簿を 提出するよう要求されていたにもかかわらず、これを提出しませんで した。取締簿は庁中取締のために用いられるものであり、取締責任者 に当然提出すべきものを拒むなどはあってはならないことです。
- 5 本件の懲戒免職処分に至るまでの経緯

上記事情のうち、平成25年9月25日までに判明した事実等を踏まえ、 私は、平成25年9月26日、板橋区長に対して事故報告を行いました。

その後も、私や井上課長らが調査して判明した事実については、その都度、総務部人事課ないし監察員に伝えていました。そして、「東京都板橋区服務監察規程」(乙第 18 号証)に基づく所与の手続を経たうえで(乙第 20 号証の 1 ないし 3 など)、板橋区長は、原告に対し、平成 2 6 年 3 月 2 8 日、懲戒免職処分を行いました(甲第 1 号証、甲第 2 号証、乙第 25 号証)。

第6 懲戒免職処分について

- 1 非違行為の与えた影響について
 - (1) 原告の非違行為は、区の内外に影響を与えました。例えば、原告が板橋区職員の肩書を勝手に使って「売買契約書及び秘密保守契約書」(甲第30号証)や「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」(乙第10号証5枚目・甲第44号証)といった文書を作成・交付することは、板橋区の社会的信用を失墜させるものですし、このような文書の交付を受け、原告が板橋区職員として行動しているものと信じて疑わなかった能登町や小山町にも大変な迷惑をかけてしまいました。

こうしたことから社会に与えた影響も小さく見積もることはできません。

- (2) もちろん、上司たちが原告の行動を放置していた訳ではなく、企業の ホームページに板橋区ホタル施設阿部宣男と区職員の名を掲載している ものの削除を数件指示したり、勤務時間中にホタル施設を離れ、外に赴 くときには事前報告を徹底するよう指導したり、また、川平和彦啓発係 長(平成19年度ないし平成23年度)の頃は、毎日ホタル施設に電話し て原告が在室しているかを確認するなど、原告の適切な勤怠管理に努め てきましたが、困難を極めました。というのも、こちらからホタル施設 に電話をかけても原告本人が出ることはなく、原告以外の者が「原告は 出勤している」と答えるものの、こちらが電話を原告に代わるように言 うと、「実は病院に行っている」などと答えが変わることがあり、ホタル 施設にいた者を使ってまで出勤を装ったりしていたからです。また、原 告は、上司から答えに詰まるようなことを聞かれると、突如、「夜間公開 なんかやめてやる」などと激昂することもありました。さらには、区の 対応のせいで、「数万匹のホタルに影響がでた。あるいは死んだ。」など とマスコミに情報を提供し、区のイメージダウンをあえて発表するなど、 上司の管理監督責任を問うかのような行為に及んでいました。
- (3) こうしたことに鑑みますと、原告の公務員としてのモラルを疑わざるを得ず、懲戒処分として免職処分が選択されたこともやむを得ないと考えています。

2 懲戒免職処分による影響

懲戒免職処分には様々な反響がありました。例えば、区議会では、原告のこれまでの一連の行為による不祥事により、一番不利益を被ったのは誰なのかと問われ、それは区民であり、その信頼を裏切ったことについて、謝罪の答弁を余儀なくされました。ある区議会議員からはホタル施設職員のホタル持込み行為は詐欺行為ではないかなどと御叱りを受けることもありました。

また、区民からは、多数の非違行為が行われた施設に多額の公金を投入 するのはどうなのか、といった問い合わせが寄せられるなど、内外から様々 な反響がありました。

- 3 原告の無反省な態度について
 - (1) 原告は、確かに、当初は、板橋区でホタルを守るために飼育に努力し、 奮闘してきました。それは、板橋区のイメージアップにつながったこと は、評価できるものです。そのため、資源環境部としては、でき得る措 置をとって、原告が公務員倫理を遵守し、かかる評価を汚すことなく公 務員生活を全うできるよう配慮してきました。

しかし、原告は、自分の意に従う者のみを身の周りに置くなどして、 ホタル施設全体をブラックボックス化していき、しかも、年を重ねるに 従って、独断的行為や施設の施錠等の虚偽の報告が数多くなされるよう になり、結果としてこのようなことになってしまいました。

(2) 在職中のこうした態度にも由来するのでしょうか、原告は免職後にも あまり反省が見られないようです。

例えば、原告は、マスコミの取材に対して、ホタル施設には20万匹ものホタルはいないのにいるかのような発表を上司に強要されたなどと述べて、虚言を強要する板橋区というイメージを植え付けるかのような行動をとっています。当時の上司は、そのような指示をしていないと言っておりますし、たとえ上司に強要されたとしても真実を述べ、従う必要がないというのが公務員です。その一方では、免職されたにもかかわらず板橋区職員の肩書を勝手に使って学会に参加するなどの私的活動を続け、あたかも板橋区の代表であるかのように振る舞うなどしていました。

また、原告の支援者による板橋区役所本庁舎前や駅前で区職員を非難するビラ撒き、そして、ホタル施設では累代飼育の実態がなかったとの

区の報告が発表されているにもかかわらず、区が行ったホタル生息調査で7万匹ものホタルが流された、殺されたとマスコミや区民に流布するなどして、板橋区に可哀そうなホタルを殺す組織というイメージを植え付けるような行動に出るなどしております。

(3) 免職後も反省することもなく、根拠もない噂を流布し、板橋区だけでなく、区民やマスコミにも迷惑をかけ続けており、元上司として大変残念でならないとともに、原告のホタルの命と独占的地位を利用した言動、公務員としてのモラルの低さを踏まえると、原告の各非違行為は許されるものではないと考えております。

· 2、 新新田園(115 · 建苯甲酸)上(1- 2 t.) 不稱之為り支。